※神戸市記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　起案：令和　　年　　月　　日　／　決裁：令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊都市局[受取] | 決裁欄 | 課長 |  | ＊処理欄 | ＊建設局[返却確認] |
| 係長 |  |
| 担当 |  |

|  |
| --- |
| **景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト****（２－４－２　南京町沿道景観形成地区）** |
| ＊景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。＊屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。＊ﾁｪｯｸ欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。 |
| 記入者 | 所属・氏名 |   |
| 連絡先 | TEL |   | E-Mail |   |
| ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 |

# ◆２－４－２　南京町沿道景観形成地区　の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
|  | 道路１（景観形成道路）沿い | 道路２沿い（道路３に接する敷地は除く） |  |  |
| すべての広告物 | 基本事項 | 〇建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 |   |   |
| 〇中国風情緒を高めるのに効果的な高彩度の色使い、レリーフ等の造形など形態・材料・色彩等の工夫及び字体や表現の工夫により、個性的な意匠となるよう努める。 | － |   |   |
| 配置・位置 | 〇快適な歩行者空間を損なうことのないよう、掲出位置に配慮する。〇活気あるまちなみにふさわしく、リズム感のある連なりを生み出すよう、隣接する広告物との掲出位置に配慮する。 |   |   |
| 〇道路から上空への開放的な視界の広がりを確保する。 | － |   |   |
| 種別 | 〇表示面積は７㎡未満とする。ただし、自家用広告物又は地区の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。 |   |   |
| 規模・掲出数 | 〇快適な歩行者空間を損なうことのないよう、壁面との調和に配慮した、親しみの持てる大きさとする。 |   |   |
| 映像装置 | 〇時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。 |   |   |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての広告物 | 照明 | 輝度・グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。〇内照、外照式に限らず広告物の照明により、夜間景観の向上に寄与するよう努める。 |   |   |
| 変化 | 〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |   |   |
| 演出 | 〇道路１（景観形成道路）沿いについては、中国風情緒を高めるのに効果的なイルミネーションの区分により、効果的な照明に努める。 |   |   |
| 映像装置 | 輝度 | 〇時間帯や周辺環境に配慮したものとする。 |   |   |
| 変化 | 〇光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |   |   |

# ◆２－２－４　ビーナステラス眺望景観形成地域（区域②・区域ａ）　の基準

※南京町沿道景観形成地区全域において適用されます。

※南京町沿道景観形成地区の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 屋上広告物 | 〇建築物と一体となるよう、形態意匠を工夫する。 |   |   |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての広告物 | 照明 | 輝度・グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 |   |   |
| 映像装置 | 輝度 | 〇時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 |   |   |

# ◆２－１　景観計画区域全域　の基準

※１個あたりの表示部分の面積が７㎡を超えるもので、かつ、１敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが４ｍを超えるものに適用されます。

※南京町沿道景観形成地区又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての広告物 | 基本事項 | 〇形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。〇できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 |   |   |